

【ご注意】 並行輸入自動車にお乗りの方へ

乗用車、小型・中型トラックには、発進時、駐車時の事故防止のため、RV車など、前方や左側面（左ハンドル車は右側面）の高さ1m 直径30cmの円柱が運転者から直接又は後写鏡によって見えない場合は鏡その他の装置を備えなければなりません。この規制は、並行輸入自動車には平成19年1月1日以降製作されたのものから義務付けられています。

今般、新規検査合格後にこの鏡（[直前直左鏡](#)）を取り外してユーザーに納車したとして並行輸入事業者が警察に摘発される事件が発生しました。

このため、ご使用中の並行輸入自動車について、直前直左鏡の取り外しが疑われる場合は最寄りの自動車検査独立行政法人の検査部、事務所又は運輸支局、運輸支局検査登録事務所にご相談下さい。

自動車検査独立行政法人